

# 食中毒注意報、警報実施要領

(昭和41年6月25日付け薬発第125号)  
改正 平成24年11月21日付け薬第1287号

## 1 趣 旨

食中毒の発生しやすい状態になったと認めた場合に、消費者及び食品関係事業者に対し、食品の取扱いについて注意を喚起することにより、食品衛生意識の高揚を図り、もって、食中毒の発生を未然に防止する。

## 2 食中毒注意報、警報発表者

島根県健康福祉部

## 3 食中毒注意報、警報発表条件

注意報、警報は下表の発表条件により運用する。

| 期間  | 内容  | 発表基準  | 有効期間   |
|-----|-----|---|--|
| 夏季  | 注意報 | 前2日間の最高気温が30℃以上で平均湿度が70%以上であり、今後同様の気象が見込まれる場合 | 1週間  |
|     | 警報  | 食中毒発生のおそれがあると特に認められた場合                        | 適宜   |
| 冬季  | 注意報 | 10月1日以降で感染症発生動向調査における感染性胃腸炎の報告数が10を超えた場合      | 3月31日まで  |
|     | 警報  | 同報告数が16を超えた場合                                 | 次のいずれかに該当する日まで<br>1) 3月31日<br>2) 同報告数が4週連続で6未満となる日 |
| その他 | 警報  | 食中毒発生のおそれがあると特に認められた場合                        | 適宜   |

## 4 伝達方法

関係各課、食品関係団体に連絡するとともに、各報道機関の協力も得ながら県下全域に周知を図る。